

第 78 類 鉛及びその製品

注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の 10 分の 1 を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の 10 分の 1 を超えるものに限る。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第 78.01 項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のものうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の 10 分の 1 以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

第 78.04 項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断

面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

号注

- 1 この類において「精製鉛」とは、鉛の含有量が全重量の 99.9%以上で、鉛以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。

元 素	全重量に対する限度 (%)
銀 (Ag)	0.02
砒素 (As)	0.005
ビスマス (Bi)	0.05
カルシウム (Ca)	0.002
カドミウム (Cd)	0.002
銅 (Cu)	0.08
鉄 (Fe)	0.002
硫黄 (S)	0.002
アンチモン (Sb)	0.005
すず (Sn)	0.005
亜鉛 (Zn)	0.002
その他の各元素 (例えば、テルル)	0.001

総 説

この類には、鉛、その合金及びこれらのある種の製品を含む。

鉛は種として方鉛鉱（天然の硫化鉛鉱でしばしば銀を含有する。）から抽出される。鉱石は、粉碎し、浮遊選鉱した後、通常焙焼又は焼結し、ついで還元製錬する。焙焼又は焼結の過程において硫化物は、大部分酸化物に変る。製錬過程で酸化物はコークス及びフラックスで鉛に還元される。このような方法で製錬された鉛は“Bullion lead”又は“Work lead”であり、多くの不純物を含有し、しばしば銀を含有している場合がある。従つてこれらは、通常ほぼ完全に純粋な鉛を製造するために更に精製される。

鉛は、また、くずを再溶解することによつても得られる。

*

* *

鉛は青味がかつた灰色の重い金属で、可鍛性に富み、容易に溶解し、非常に軟らかい（親指の爪で容易にあとをつけられる。）。ほとんどの酸（例えば、硫酸、塩酸）に対して耐酸性を有するので、化学プラントの建設に使用される。

*

* *

鉛は、融点が高いので、容易に他の元素とともに合金を作る。15 部の注 5 の規定により（15 部総説参照）、この類に含まれる主要な鉛合金には、次のようなものがある。

- (1) 鉛・すず合金：例えば、鉛ベースのはんだ、ターンプレート（terneplate）及び茶包装用のはく使用される。
- (2) 鉛・アンチモン・すず合金：印刷活字又は減摩軸受に使用される。
- (3) 鉛・ひ素合金：鉛弾に使用される。
- (4) 鉛・アンチモン合金（硬鉛）：弾丸、蓄電池用プレート等に使用される。
- (5) 鉛・カルシウム合金、鉛・アンチモン・カドミウム合金、鉛・テルル合金

*

* *

この類には、次の物品を含む。

- (A) 鉛の塊及びくず（78.01 及び 78.02）
- (B) 78.01 項に掲げる塊から通常圧延又は押出しにより製造した製品（78.04 及び 78.06）並びに鉛の粉及びフレーク（78.04）
- (C) 管及び管用継手並びに最後の項である 78.06 項に属する全てのその他の鉛製品（15 部の注 1、82 類若しくは 83 類の物品及びこの表の他の項においてより特殊な限定をして記載されている物品を除く。）

*

* *

鉛の物品及び製品には、性質、外観等を改善するために各種の処理が施されることがある。これらの処理は、通常 72 類の総説の末尾に記載されているものであり、物品の所属には影響を与えない。

*

* *

他の物品と結合した物品の所属については、15 部の総説に記載されている。

78.01 鉛の塊

7801.10—精製鉛

—その他のもの

7801.91—含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの

7801.99—その他のもの

この項には、金及び銀を含有する鉛（lead bullion）、銀を含有する鉛のように不純物を含有するものから、電解精製された高純度の鉛までの各種の純度の鉛の塊を含む。ブロック、インゴット、なまこ形、スラブ、ケーキその他これらに類する形状のもの又は鑄造した棒のものがある。これらの形状の多くのものは、圧延、押出し、合金製造、成型品の鑄造に使用する。この項には、

また、電解精製用の鑄造した陽極、又は、例えば、圧延若しくは引抜きをするため又は成型品に再鑄造するために鑄造した棒を含む。

この項には、鉛の粉又はフレークを含まない (78.04)。

78.02 鉛のくず

72.04 項の解説のくずに関する規定は、この項において準用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 鉛製造の際に生ずるスラグ、灰及び残留物 (例えば、鉛マット) (26.20)
- (b) くずを再溶解して鑄造したインゴットその他これに類する形状の塊 (78.01)

78.04 鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク

—板、シート、ストリップ及びはく

7804.11—シート、ストリップ及びはく (厚さ (補強材の厚さを除く。) が 0.2 ミリメートル以下のものに限る。)

7804.19—その他のもの

7804.20—粉及びフレーク

鉛の板、シート、ストリップ及びはくは、この類の注 1 (d) に規定されている。

74.09 項及び 74.10 項の解説の規定は、この項において準用する。

鉛の板、シート及びストリップの主な用途には、屋根材、貯蔵タンク、バットその他の化学プラントのクラッド材、X線用防護物の製造等がある。

鉛はくは、主として包装材 (特に、茶箱の内張り、絹の包装ケース) に使用される。ある場合には、はくは、すずその他の金属で被覆又はクラッドされる。

この項には、15 部の注 8 (b) に規定する鉛の粉及び鉛のフレークを含む。74.06 項の解説の規定は、この項において準用する。

この項には、着色剤、ペイントこれらに類する物品に調製した鉛の粉及びフレーク (例えば、他の着色剤を調合したもの又は結合剤若しくは溶剤で懸濁液、分散液若しくはペーストにしたもの) を含まない (32 類)。

78.06 その他の鉛製品

この項には、この類の前項までの物品、82 類又は 83 類の物品及びこの表の他の類においてより特殊な限定をして記載されている物品 (15 部注 1 参照) を除き、鑄造、プレス、打抜き等によ

って製造された総ての鉛製品を含む。

この項には、特に次の物品に適用する。

絵の具その他の物品の包装用の折り畳むことのできるチューブ形容器、貯蔵タンク、ドラム缶その他これらに類する容器（酸、放射性物質又はその他の化学薬品用のもので機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有しないもの）、魚網用のおもり、衣類用、カーテン用のおもり等、時計用のおもり及びはん用性の平衡おもり、鉛の繊維又はより線をかせ巻若しくはロープにしたもので、包装用若しくはパイプの継目充てんに使用するもの、構築物の部分品、ヨットの竜骨及び潜水着用の胸板、電気めっき用の鉛陽極（75.08 項の解説（A）参照）、この類の注 1（a）、1（b）及び 1（c）に規定されている鉛の棒、形材、線（ただし、例えば、圧延若しくは引抜きをするため又は成型品に再鑄造するために鑄造した棒（78.01）及び被覆した棒（83.11）を除く。）

この項には、この類の注 1（e）に規定されている鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）を含む（ただし、コック、弁等をつけた継手（84.81）、明らかに特定の製品に作り上げられた管（例えば、機械類の部分品（16 部））、絶縁電線で鉛製の外装を被覆したもの（85.44）を除く。）。これらは、73.04 項から 73.07 項までの解説に記載された鉄鋼製品に相当するものである。